

女性協 拡大常任委員会 講演や 各地連報告など



女性協議会

3月5日(日)に東京・四ツ谷の民放労連本部にて、全国各地連の女性協の代表者が集まり、女性協拡大常任委員会が開かれました。会議では各地連の報告と、労働ジャーナル・貧困などが専門の朝日新聞社の記者(当時)竹信三恵子さんが講演を行いました。各地連の報告では、異動に関する悩み、パワハラ、育児制度の運用の悩みなど身近な問題が報告され、解決に向けた意見が活発に交わされました。個人や各組で抱えるどんな小さな悩みも、みんなの知恵や経験で、解決へのアイデアが出ると思います。横



意見交換も活発に

竹信さんの講演では、事前につなぐの大切さを感じました。前に竹信さんの著書『女性を活用する国、しない国』を読んだうえで、参加者全員で討論を行いました。様々な意見や質問が飛び交うなど、非常に有意義なものになりました。竹信さんの講演を要約すると以下のとおりです。

「日本では、1985年に、男女雇用機会均等法、派遣法、国民年金第三号被保険者制度の三つの制度が成立し、働き方での一つの転換になった。わかりやすく言うと、女性の生き方が、専業主婦が家庭にいることを前提にした長時間労働の『妻つき男性モデル』、『そこそこ派遣』『扶養専業主婦』の三つに分けられた。女性の労働時間制限がもう一つ止まらなくなっていった日本の職場で、女性への労働時間規制を撤廃して無制限に働く男性並みとしたことで、歯止めがなくなり、男性の働き方もますます長時間になった。企業にとって都合のいい派遣制度は対象業種が増え、男性にも広がり、社会全体の貧困、格差の問題を生んだ。育児・介護などのアンパイドワーク(家事のほか、育児や高齢者の介護、地域活動のように、賃金が支払われない労働のことを指す)は、専業主婦が無償で行うものと社会的に捉えられ、新しい雇用機会となるはずだった介護労働などの賃金も低く設定され、これも貧困の問題につながっている」

各地連の悩みも竹信さんにご相談しましたが、「自分の身は自分で守る」というアドバイスが印象的でし

た。例えば、裁量労働の人にも実際の労働時間の記録が、健康被害の際などに後々自分の身を守るためには必要ということです。竹信さんには、今後7月2日(予定)の女性協拡大常任委員会、10月1日(予

定)の女性協定期大会でも講演していただき、より深い学習をする予定です。最後になりますが、東北関東大震災で被災された方々に、心よりお見舞いを申し上げます。